

## 災害応急対策業務に関する協定締結希望者を公募します

### 記者発表資料

横浜国道事務所では災害発生時の応急対策業務に協力して頂ける業者の公募を行います。

現在、横浜国道事務所では地震・大雨等により当事務所が管理又は工事中の道路施設等に災害が発生した場合に、迅速な情報収集、被災施設の復旧及び被害拡大の防止を図るため、近隣に資材基地を保有する業者（14社）と災害応急対策業務に関する協定を締結し、災害に備えております。

このたび、防災力のさらなる強化を図るため、当事務所の災害応急対策業務に協力する意欲を持ち技術力のある業者を公募した上で、新たな協定を締結し、災害の発生に備えて行きたいと考えております。

なお、本協定の締結者には、横浜国道事務所が実施する総合評価落札方式による工事発注において「地域貢献」の項目で加算します。

平成 21 年 6 月 4 日（木）

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所

#### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 横浜海事記者クラブ 神奈川建設記者会 神奈川県政記者クラブ

#### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局

横浜国道事務所 電 話 045-311-2981（代）

副 所 長 川端 道雄（内線205）

防災情報課長 小木曾 俊夫（内線281）

**【協定名】**

「災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定」

**【協定の内容】**

- ・ 災害応急対策業務の内容に関すること
- ・ 災害発生時の協力要請の方法に関すること
- ・ 災害応急対策業務を実施した場合の請負契約の方法に関すること
- ※横浜国道事務所管理路線の沿線で震度6弱以上の地震が発生した場合には、事務所からの要請によらず、協定者が自主的に緊急点検に出動すること。また、災害応急対策業務を円滑に行えるよう、横浜国道事務所の実施する防災訓練に参加すること等、防災力のさらなる強化を図る協定内容となっております。

**【協定の期間】**

- ・ 協定締結（7月を予定）から3年。

**【応募の条件】**

- ・ 関東地方整備局の入札参加資格業者であること。
- ・ 災害応急対策業務を行う技術力を持つこと。
- ・ 横浜国道事務所の管理する路線の近隣に資材基地を持ち、協力要請時に必要な資機材および人員等を提供する体制を整えられること。

**【協定の締結】**

- ・ 技術力、資材基地の状況、協力体制及び希望する協定区間をヒアリングにより確認し協定締結します。
- ※横浜国道事務所の災害応急対策業務に協力する意欲と技術力を持つ、出来るだけ多くの業者と協定を締結し防災力の強化を図っていきたいと考えております。

**【スケジュール】**

- ・ 公募の開始：平成21年6月5日
- ・ 公募の締切：平成21年6月26日
- ・ 協定の締結：平成21年7月（予定）

**【その他】**

- ・ 公募要領及び協定書については、6月5日（金）より横浜国道事務所のHPに掲載するとともに事務所内に掲示します。
- ・ 新たな協定締結時には現行の協定は廃止します。